

徹底批判 「共謀罪」

「共謀罪」

犯罪の実行がないのに、相談・合意しただけで処罰する「共謀罪」法案。それを賛成する議員は「テロなどの準備行為があつて初めて罰する法案であり、従来の『共謀罪』とは全く違います」(16日)などと説明しています。

ごまかしを含む

ここには重大なごまかしが含まれています。

昨年9月に出た「共謀罪」法案の政府資料では、「準備行為」について「犯罪実行のための資金又は物品の取得その他の実行の準備行為」とされています。

殺人であれば、包丁などの凶器を用意したり、対象者を尾行したりするなど、

「準備行為」とは、テロ行為に直結しない非常に幅広い「何らかの準備行為を指しておる」「共謀罪」の成立範囲を限定するものではありません。

犯罪の準備行為を処罰す

る例としては、予備罪があります。殺人や強盗、放火など重大犯罪について、処罰の必要性が高いことから、犯罪の実行以前の準備行為を例外的に処罰するものですが、これらの予備罪は、準備であれば何でも処罰するものではありません。

「準備行為」には、テロ行為の相談・合意に基づいて何らかの準備がなされたもの。政府資料でも「予備罪のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要性はない」と明記されています。

例えば、殺人の「共謀罪」では、相談・合意に基づき立つ行為」がなされた段階に至ることが必要だとされています。通貨偽造の予備行為を特別の犯罪類型としていた通貨偽造準備罪では、印刷機やインクなどの原料を用意して初めて処罰されます。

お金をおろす行為は、コンビニでおにぎりを買うため

こんな「準備行為」を「共謀」に付け加えたからとい

って、処罰範囲を限定することにならないことは明らかです。むしろ、非常に広範な外形的行為を処罰の口実とする」とで、警察の介入をたやすくする恐れがあります。

共謀罪の国会提出を許さないと開かれた集会

20日、参院議員会館

「資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為」とされていて、他の当該犯罪の実行の準備行為」にさされているだけで、

「その他の当該犯罪の実行の準備行為」とされていま

す。何が「準備行為」であるかを判断するのは、結

局、捜査機関であり、その

恣意(しい)的判断でどんどん拡大する恐れがあります。菅良官は「テロなどの準備行為」と述べ、テロと

かかわりの深い行為だけを処罰するかのように言っていましたが、ごまかしといわ

れても仕方ありません。こんな「準備行為」を「共謀」に付加されたからといって、処罰範囲を限定することにならないことは明らかです。むしろ、非常に広範な外形的行為を処罰の口

限定できない「準備行為」

恣意的判断で拡大



これに対して、「共謀罪」法案における「準備行為」は

危険性必要なし
警察介入の恐れ

（中略）